

第3章 昇降機の定期検査報告書等の記入要領

3.1 定期検査報告書の記入要領

定期検査報告書（以下、「報告書」という。）の記入については、それぞれの様式に具備された「注意」のほか、以下の要領を参考に正確、かつ、漏れがないように注意して記入してください。

(1)一般事項

①報告書の記入について

記入は、パソコン等で入力、出力、送信した場合を除き、黒インク又は黒ボールペンを使用し楷書で記入してください。数字は算用数字を用い、単位はS I 単位とします。

②報告書の提出先について

報告書の提出先は、特定行政庁である都道府県知事、市長（区長）いずれかであるので、確認申請書の副本で確認し記入してください。

③提出部数について

報告書は、昇降機1台ごとに提出してください。第一面については複数台を同時に報告する場合、1枚でも可能です。

(2)各面共通事項

①※印のある欄は記入しないでください。

②数字は算用数字を、単位はS I 単位としてください。

③記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

なお、施行規則や告示では、定期検査報告書様式や検査結果表の文字サイズや幅が狭くなっています。公布にあたっての便宜上、このようになっていますが、実際に使用する場合、枠の拡大や行の追加又は必要に応じて当該事項を別紙に記入して報告してもよいとしています。

また、次頁以降に示す報告書等の記載例は、特定行政庁により記載方法が異なる場合がありますので、詳細は所管特定行政庁又は当該報告書の受付事務を担う関係団体にご確認ください。

項目	記入要領
1 報告者氏名	補足：「報告者」は、建築物の所有者又は管理者（昇降機等の所有者又は管理者が異なる場合は、昇降機等の管理者。）のいずれかとします。法人にあっては、支店長名又は所管責任者名を記入してください。
2 検査者氏名	①検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。 補足：検査者が複数の場合は、第二面「3. 検査者」の欄の「代表となる検査者」を記入してください。
3 【1. 所有者】	②1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「二」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。 補足：「所有者」は、建築物（昇降機）の登記上の所有者を記入してください。なお、変更があった場合は、変更前の所有者も併記してください。
4 【2. 管理者】	補足：管理者は、所有者から昇降機又は昇降機等の、維持管理上の権限を委任されている責任者（管理会社の責任者）をいい、通常いわれる建物自体の管理人は含まれません。なお、変更があった場合は、変更前の管理者も併記してください。
5 【3. 報告対象建築物等】	補足：「イ」所在地は建築物が設置されている場所の「住居表示」を記入してください。 ：「ハ」名称欄には建物名称（ビル名）を記入してください。なお、変更があった場合は、変更前の建物名称（ビル名）も併記してください。 ：「ニ」用途欄には建物の主な用途すなわち、事務所、店舗、共同住宅、倉庫、病院等を記入してください。
6 【4. 報告対象昇降機】	③4欄の「イ」は、報告する昇降機の台数を記入してください。 補足：令第138条第2項第一号に掲げるものは「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの」とあるように展望塔などに設置されたものをいいます。 ④4欄の「ロ」の「要是正の指摘あり」は、第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた昇降機の合計台数を記入してください。「要重点点検の指摘あり」は、第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークがなく、かつ「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた昇降機の台数を記入してください。 補足：「要重点点検の指摘あり」の台数カウントは、当該昇降機の検査の結果「要是正の指摘あり」がない場合にのみカウントされます。 ⑤4欄の「ハ」は、指摘があった昇降機について記入してください。 補足：指摘を受けた内容について、簡潔に記入してください。 ⑥4欄の「ニ」は、第二面の6欄の「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄の「ハ」で記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。 ⑦4欄の「ホ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

※表内の明朝体文字は補足事項（以下、同じ。）

- 0** ①この書類は、昇降機ごとに作成してください。ただし、複数の昇降機について同時に報告する場合には、この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

補足：平成20年の改正により、第二面の記載事項が変更され、当該昇降機の仕様等について記載事項が増えたため、複数の昇降機を同時に報告する場合であっても、第二面は1台につき1枚とすることが望まれます。

項目	記入要領
1 【1. 昇降機に係る確認済証 交付年月日等】	②1欄の「イ」及び「ロ」は、直前の確認（建築基準法第87条の2及び同法第88条第1項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認。以下この様式において同じ。）について、「ハ」及び「ニ」は、直前の完了検査について、それぞれ記入してください。 ③1欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。 補足：「イ」確認済証交付年月日及び番号は、建築主事等又は指定確認検査機関が確認をした年月日、番号（確認申請書参照）を記入する。指定確認検査機関が確認済証を交付した場合は指定機関名を記入します。 また、「ハ」検査済証交付年月日は、建築主事等又は指定確認検査機関の検査済証の交付年月日を記入します。 なお、令第146条第1項第1号に基づく令6国告第1148号に該当するエレベーターの記入方法については所管特定行政庁にご確認ください。
2 【2. 検査日等】	④2欄の「イ」は、検査を複数の日にまたがって行ったときは、その最終日の年月日を記入し、「ロ」は、直前の報告について記入してください。 ⑤2欄は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 ⑥2欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。 補足：「イ」は、定期検査を行った年月日を記入します。 ：「ロ」は、昇降機等検査関係団体（経由機関）が前回の定期検査報告書を受付けした年月日を記入します。 ：「未実施」は、設置されて最初に報告する場合に該当します。
3 【3. 検査者】	⑦3欄は、代表となる検査者並びに当該昇降機の検査を行ったすべての検査者について記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。 ⑧3欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が昇降機等検査員である場合は、昇降機等検査員資格者証の交付番号を「昇降機等検査員」の番号欄に記入してください。 補足：「イ」は、昇降機等検査員資格者証の交付番号を記入します。 ：「ハ」は、個人の氏名を記入します。

項目	記入要領
3 【3. 検査者】	⑨3欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所のときは、事務所登録番号を併せて記入してください。 ⑩3欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していないときはその者の住所について記入してください。 補足：（その他の検査者）が（代表となる検査者）と同一の勤務先の場合、「ニ」「ホ」「へ」「ト」は「上に同じ」等とします。
4 【4. 保守業者】	⑪4欄は、昇降機の維持保全を行う者が3欄の「ニ」の勤務先（検査者に勤務先がないときは、検査者）と異なるときに記入することとし、当該維持保全を行う者が個人のときは、「イ」は氏名を、「ハ」は住所を記入してください。 補足：検査者の勤務先と同じ場合は記入不要です。 保守契約を行っていない場合は、その建築物の設備管理責任者を記入します。
5 【5. 昇降機の概要】	⑫5欄の「番号」は、報告する昇降機を特定できる番号、記号等を記入してください。 ⑬5欄の「イ」は、建築設備である昇降機の場合には「建築設備」のチェックボックスに、工作物である昇降機の場合には「工作物」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れてください。 補足：「イ」建築設備とは、建築物に設置する昇降機をいう。工作物とは、令第138条第2項第一号に掲げるように、「乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの」をいいます。 ⑭5欄の「ロ」は、「エレベーター」、「エスカレーター」又は「小荷物専用昇降機」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れエレベーターであって階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するものは、併せて「斜行」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 補足：「ロ」の種別は一般のエレベーター、エスカレーター（動く歩道）、小荷物専用昇降機、段差解消機、いす式階段昇降機などをいいます。段差解消機（鉛直型を除く）、いす式階段昇降機はエレベーターに「レ」マークを入れ、併せて「斜行」のチェックボックスに「レ」マークを入れます。 ⑮5欄の「ハ」は、「ロ」で「エレベーター」の場合に、「ロープ式」、「油圧式」又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せてその具体的な駆動方式を記入してください。 ⑯5欄の「ニ」は、「ロ」で「エレベーター」の場合に、「乗用」、「寝台用」、「自動車運搬用」又は「荷物用」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて、「乗用」の場合に、「人荷共用」又は「非常用」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「荷物用」とは、エレベーターのうち、乗用、寝台用又は自動車運搬用以外のものをいいます。 補足：用途については、該当する項目はすべて「レ」マークを入れます。

項目	記入要領
5 【5. 昇降機の概要】	①5欄の「ホ」は、エレベーターについてのみ、「ヘ」の「電動機の定格容量」は、駆動装置が電動機である場合のみ、「定員」は乗用エレベーターについてのみ、「踏段の幅」はエスカレーターについてのみ、「勾配」はエスカレーターの階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターについてのみそれぞれ記入してください。 補足：「ト」は、最下階から最上階までを記入すること。例えば「B1～15階、R」などします。また、「階床数」は乗降口のある階数を記入します。 ：「チ」の製造者名は昇降機及び昇降機等の設計・製作をした者（会社名）を記入します。 なお、主要構造部、制御器、安全装置（令第129条の10、令第129条の12第五号及び令第129条の13第三号、第四号に係る装置）、制御装置等の改造を行った場合は、その設計・製作者（会社名）を併記します。
6 【6. 検査の状況】	①86欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、検査結果において、重点的に点検することが必要と認められるときは「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。 補足：1台のエレベーターに「要是正の指摘あり」と「要重点点検の指摘あり」の複数箇所の指摘があった場合、両方のチェックボックスに「レ」マークを入れます。その場合、第一面の台数は「要是正の指摘あり」のみをカウントとします。また、指摘された複数の項目全てが建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものである場合に限って、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れます。1箇所でも適用されない箇所があれば、「レ」マークは入れません。その場合は「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れます。 *既存不適格については3.5参照 ①96欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。 補足：指摘を受けた内容について、簡潔に記入します。 ②06欄の「イ」の「要是正の指摘あり」又は「要重点点検の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘に係る項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

項目	記入要領
7 【7. 不具合の発生状況】	②①前回検査時以降に把握した機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因する戸開走行、異常音・振動等（以下、「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れください。 補足：前回定期検査から今回の定期検査の間に発生した「不具合」について確認し、記入します。また、保守点検記録の有無をチェックし記入すると共に、その後の対応状況について、「ハ. 改善の状況」欄の当該項目にチェックを入れます。
8 【8. 備考】	②②ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。 補足：平成28年4月21日付、国土交通省住宅局建築指導課「事務連絡」にて、戸開走行保護装置の部品等、設置当初と異なる仕様のものに交換した場合には、交換後初回の定期検査報告等の際に、以下記載例のように交換前と交換後の大臣認定番号及び部品の変更内容等を記載することになりました。 〈記載例〉 例1) ブレーキスイッチの変更等によりUCMPの大臣認定番号が変更となった場合の記載例 → □□年×月◇日：ブレーキスイッチをA形からB形に交換したことにより、大臣認定番号の変更、大臣認定番号〇〇のUCMPから大臣認定番号△△ 例2) 変更点が複数にわたる場合の記載例（別紙に記載し明確化する） → □□年×月◇日大臣認定番号〇〇のUCMPから大臣認定番号△△のUCMPに変更（変更点は別紙に記載） また、上記記載の他、【5. 昇降機の概要】【チ. 製造者名】欄で、改造を行った場合は、その年月を記載します。

(5)第三面関係

(第三面) 0				
昇降機に係る不具合の状況				
1 不具合を把握した年月	2 不具合の概要	3 考えられる原因	4 改善(予定)年月	5 改善措置の概要等
〇〇年〇月	着床誤差が大きい(+110mm)	ブレーキパッドの油污れと推定	〇〇年〇月	ブレーキパッドの交換

前回の検査以降、概ね1年間に発生した不具合の状況について、①原因究明がなされているか、②調整や改善工事により正常な状態に復帰したか、③再発防止策となっているか、を確認することが重要です。当該定期検査から1年間の不具合に関して、保守記録等から確認できる範囲で明確に記入してください。

0 ①第三面は、前回検査時以降に把握した昇降機に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。

項目	記入要領
1 不具合を把握した年月	②「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
2 不具合の概要	③「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を可能な限り特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。 補足：保守記録等から把握された不具合の内容に関して、できるだけ詳細に記述します。
3 考えられる原因	④「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。 補足：不具合が生じた原因をはっきりとわかる場合は明確に、それ以外の場合は、主な推定原因を記入します。
4 改善(予定)年月	⑤「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を()書きで記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入してください。 補足：不具合が発生した後、既に改善済のものについては改善した年月を、改善予定のものにあつてはその予定年月を()書きします。また、改善の予定がないものについては「－」を記入します。
5 改善措置の概要等	⑥「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。 補足：改善を実施している場合又は改善予定がある場合、どのような改善を行ったのかを具体的に記入します。また、改善の予定がない場合、その理由を明確にしておきます。

不具合報告に関して、必要なもの、不要なもの等基本的な考え方を以下に示します。

なお、前回の定期検査以降の不具合発生と改善の状況は、保守・点検に関する作業報告書等により確認してください。不具合の改善の状況等が不明な場合、検査当日にはその状況が確認できるよう、事前に作業報告書等を所有者等に依頼してください。

(1) 定期検査報告書（第三面）に記入する不具合情報について

○不具合とは

前回検査時以降に把握した機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因する戸開走行、異常音、振動等をいいます。

○改善とは

不具合の状況が発生した時に、通常の状態に戻すことをいいます（部品の交換、装置の調整等）。

○報告の対象

昇降機等検査員は、昇降機や遊戯施設の機能の障害があったものを報告するものであり、昇降機の正常な作動による停止は報告の対象とはなりません。具体的な報告が必要なものと不要なものは以下のとおりです。

①報告が必要なもの

- ・昇降機等検査員は、所有者等が、緊急通報により、保守会社等に依頼し、修理等した結果を含めたすべての不具合情報について、定期検査報告書の第三面に記載する。
- ・維持保全の作業で覚知した不具合のすべて（異常に至る前の消耗品の交換は含みません。）昇降機等検査員は、発生した不具合事象だけでなく、原因、対応、結果について、保守記録や保守担当者を確認をし、記載する。
- ・報告対象の不具合のうち、設計段階、製造段階に起因するものについては、より詳細な内容を記載する。

※上記の内容は、平成24年8月31日事務連絡「建築物等における不具合情報の取扱いについて」の通知を引用しています。

②報告が不要なもの

- ・停電により停止したもの
- ・地震時等管制運転装置等の各種管制運転装置が作動し停止したもの
ただし、地震で機器が損傷して改善した場合等は報告の対象とします。
- ・保守作業等又は利用者等の不注意等が原因で異常や停止が発生したもの
- ・表示灯、照明・電飾照明等の寿命による球切れ
(昇降機にあっては、表示灯・照明を点灯させる装置の不具合は報告の対象です。)
- ・維持保全のために改善したもの
- ・機器の変調を予兆し、改善したもの

○複数号機が該当する場合の第36号の4様式（第三面）への記載について

同一原因で複数台が関係する不具合は代表号機に記載してください。例えば、乗場の押しボタンの不具合で複数台数が呼びに応答しない場合など。

(2) 特定行政庁へ報告が必要な事故・不具合について

国土交通省は、特定行政庁に対し事故及び不具合について報告を求めています。これらの事故及び重大な不具合は、国による事故調査の対象となるため、発生した時は特定行政庁への報告が必要になります。

国土交通省は、特定行政庁に対して通知を発出しておりますので、詳細は第5章 関連通知等を参照ください。

また、昇降機の定期報告において、特定行政庁に報告のあった不具合情報のうち、「事故の予防上特に重要と認められる事案」として、国土交通省に対し情報提供の対象となっているものは、表1及び表2のとおりであり、毎月、特定行政庁から国土交通省に情報提供をします。

表1 報告の対象となる不具合内容及び原因（エレベーター）

不具合が発生した機器・装置	報告の対象となる不具合内容及び原因
ブレーキ	○ブレーキ自身の不具合（機械部分、回路部分含む） ○ブレーキに起因する全ての不具合
制御装置	○着床誤差が大きい（±100mm以上） ○制御不能 ・指定階に停止不能 ・指定階以外への走行 ・1回の着床でのリレベル動作の繰り返し ・速度の異常 ・減速装置が正常に作動しない
過荷重検出装置	設定値ずれ
主索	○ストランド切れ ○着床停止時の主索と綱車間のスリップ
乗場戸	施錠装置の不良 （かごがその階に停止していないのに、ドアが手で開いてしまう状態）
安全装置	○非常止め装置の作動 ○ファイナルリミットスイッチの作動

表2 報告の対象となる不具合内容及び原因（エスカレーター）

不具合が発生した機器・装置	報告の対象となる不具合内容及び原因
電動機	駆動トルク不足
ブレーキ	ブレーキセット値の不足 （停止距離の状況が、基準値を満たしていない）
ハンドレール	踏段と著しい速度差が発生又は停止
安全装置	踏段チェーン安全スイッチの作動